

滝沢市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を令和5年7月に実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年11月22日

滝沢市監査委員 佐藤 博己
滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

財政援助団体等監査報告書

1 監査対象及び団体

件名 滝沢市交流拠点複合施設指定管理委託料

団体名 まるっと滝沢プロジェクト（担当課：市民環境部 地域づくり推進課）

2 実施日時 令和5年7月28日（金）

午前9時から（担当課監査）、午後1時から（団体監査）

※事後調査・調整期間：令和5年7月31日（月）～令和5年11月15日（水）

3 実施場所等

(1) 場所 滝沢市役所 第2委員会室

対象 市民環境部 地域づくり推進課

(2) 場所 滝沢市交流拠点複合施設 ビッグループ小会議室

対象 まるっと滝沢プロジェクト

4 監査執行者 滝沢市監査委員 佐藤 博己

滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

5 監査の方法

財政援助団体等の監査の実施には、被監査団体から経営態勢、事業の経営成績及び財政状態、歳入歳出決算及び現有財産の状況並びに指定管理委託料に関する書類等、監査の実施に必要な書類の提出を求め、必要に応じて市の担当職員から説明聴取し、監査調書等についての審査を実施とともに、当該団体の責任者等から自主事業の実施状況、収支予算の執行状況及び事業効果等について説明を求めたほか、提示された会計経理にかかる諸帳簿、証書類及び収支計算書の照合確認による実地監査を行ったところである。

なお、監査の実施に当たって、次の点を主眼とした。

(1) 指定管理関係

ア 管理に関すること。

(ア) 施設管理は、関係法令等の趣旨に基づき適正に行われているか。

(イ) 協定に基づく義務の履行は適切に行われているか。

(ウ) 利用促進のための努力はなされているのか。

イ 会計等に関する事項。

(ア) 会計経理の内容は適正か、他の事業との会計区分は明確になっているか。

(イ) 業務に係る管理、経理等の規定は、整備されているか。

6 監査の結果

監査の対象とした、下記留意事項以外の指定管理に関する事務事業の執行、事業の管理状況及び会計処理等の事務処理については、全般的にみて概ね良好と認められる。

なお、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

留意改善を要する事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施した結果、次のとおり留意改善すべき事項が認められた。

○市民環境部 地域づくり推進課

指定管理者への書類監査実施時において、関連書類の一部に整備が十分ではないものがあったため、結果として詳細な監査の実施には至らなかつた。

監査の実施に際しては、事前に監査項目及び内容を書面で通知しており、所管課において書類の事前確認など指定管理者へ指導助言を行う必要があった。

今回の指摘を踏まえ、改めて関連書類の整備を進め、円滑かつ適切な監査の実施に向けて体制を整えるよう特段の措置を講じられたい。